

千代田区公式フェイスブック運用ポリシー

平成25年10月28日
25千政広報発第123号
令和7年6月20日
7千政広報発第58号

(目的)

第1条 このポリシーは、区がフェイスブック（Facebook）の公式フェイスブックページ（以下、「公式ページ」という。）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 公式ページ 千代田区が設置・運用するユーザー名から発信するフェイスブックページ
- (2) アカウント フェイスブックを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (3) シェア 自分の近況や撮った写真、お気に入りのサイト等を、他のアカウントと共有することができる機能
- (4) 「いいね」機能 他のアカウント又はページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能

(運営主体)

第3条 公式ページの運営主体は千代田区とし、アカウントの管理、情報の発信は、政策経営部広報広聴課が行う。

- 2 公式ページを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選定は、広報広聴課長が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信、更新にかかる事務を行う。
- 3 ユーザー名は、city.chiyoda とする。

(情報発信)

第4条 情報の発信は、広報広聴課長の指示のもと公式ページ管理者もしくは広報広聴課長が公式ページから行うものとする。

(アカウント運用者の明示)

第5条 フェイスブックで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ページのユーザー名及びURLを、千代田区ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第6条 この運用ポリシーで定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法等について、公式ページ内に明示する。

(掲載内容)

第7条 公式ページでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 千代田区内で発生した地震や、大雨・暴風などの気象情報
- (2) 千代田区内で発生した災害情報

- (3) 千代田区の事務事業に関する情報
- (4) その他、広報広聴課長が適当と認めるもの

(他のフェイスブックページへのコメント等)

第8条 公式ページは、情報提供の手段として運用するため、原則として、区が発信する情報のみを掲載する。区以外のフェイスブックページやアカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメントへの返信コメントも行わない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして広報広聴課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね」機能の使用)

第9条 公式ページでは、区政情報の発信に必要とされる機能のみを使用し、区以外のフェイスブックページやアカウントに関するシェア及び「いいね」機能等は使用しない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして広報広聴課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(千代田区ホームページとのリンク)

第10条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として千代田区ホームページのみとする。ただし、公式ページ運用の目的に照らして広報課広聴課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(投稿の削除)

第11条 他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、政策経営部広報広聴課長は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、区または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(その他)

第12条 その他、この運用ポリシーの実施について必要な事項は、政策経営部広報広聴課長が、別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成25年10月28日から施行する。

この運用ポリシーは、令和7年6月20日から施行する。